

1 廿日市市訪問介護型サービス（従前相当）サービスコード表（令和8年6月から）

※青色の網掛けが、令和8年6月1日から追加となった部分です。

※朱書きが、令和8年6月1日から追加となった部分です。

種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)1176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)2349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		要支援2(週2回を超える程度) 3727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) ※1月の中で全部で3回まで287単位	287	1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12		1週間に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13		1週間に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週間に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		1週間に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割り		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		1週間に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割り		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90人以上の場合 所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域加算等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算はすべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。